

三重県津市

移住支援補助金

申請の手引き



津市 商業振興労政課
企画管理・労政担当

2025.3 改訂

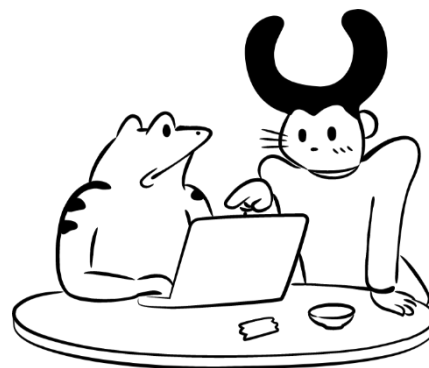
目次

1. 対象者要件	2
A：移住前要件.....	2
B：移住先要件.....	3
(1)就業要件.....	3
(2)テレワーク要件	4
(3)関係人口要件.....	4
(4)起業要件.....	4
2. 補助額と交付時期.....	5
(1) 補助額.....	5
(2) 交付時期	5
3. 申請書類.....	6
◆全要件共通.....	6
(1) 就業要件で申請する場合	6
(2) テレワーク要件で申請する場合	6
(3) 関係人口要件で申請する場合	7
(4) 起業要件で申請する場合	7
4. 交付条件	7
5. 交付金の返還.....	7
(1)全額返還.....	7
(2)半額返還.....	8
6. 問い合わせ	8
●問い合わせ先.....	8
●申請書提出方法	8

〈本手引きの中での定義〉

※東京圏……………埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。

※移住 ……………津市に転入届を提出し、津市に住民票登録をされること。





1. 対象者要件

A・B どちらにも該当する方が、申請対象者となります。

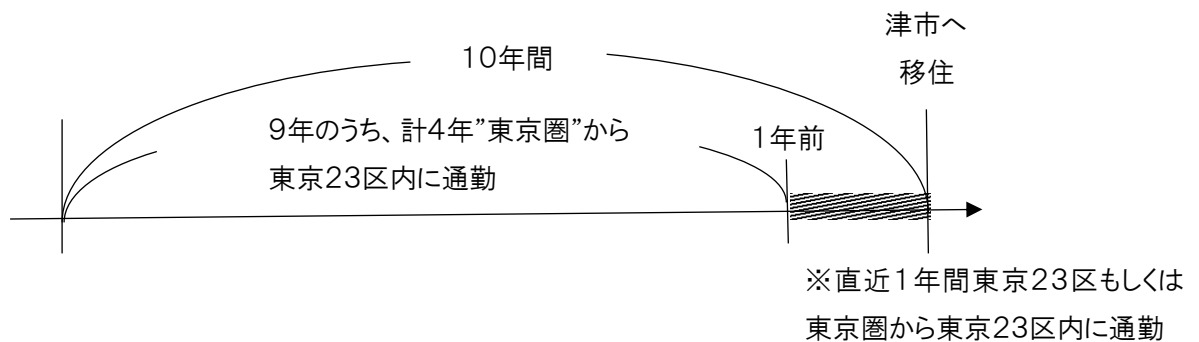
A：移住前要件

次の(1)～(7)のすべての要件を満たす方

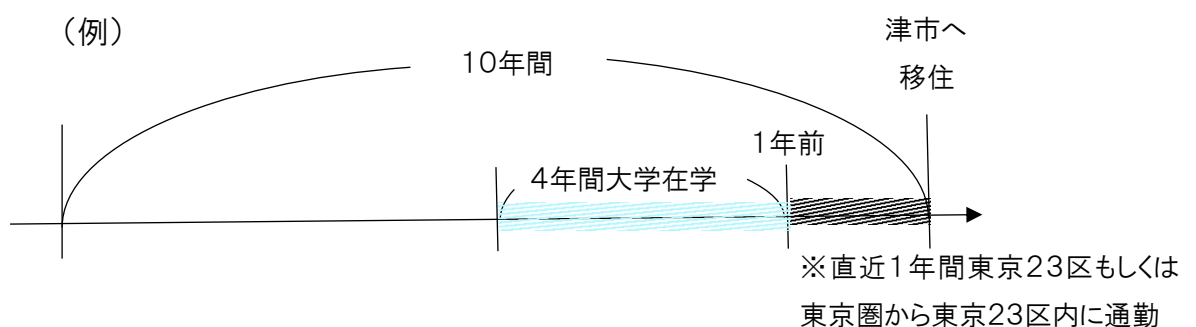
※テレワーク要件については、通勤ではなく、原則在宅勤務であること。

(1) 津市へ移住する直前10年間のうち通算5年以上 かつ

移住する直前に連続して1年以上、“東京23区内もしくは東京圏(条件不利地域※1は除く)に在住し、東京23区内に通勤していたこと”



※東京23区もしくは東京圏に居住し、東京23区内の大学等へ通学、その後東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を通算期間に含めることができる。(大学は修業年限、高等専門学校は2年が上限)



※1 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島町、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、
 小鹿野町、東秩父村、神川町
 千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、
 多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

- (2) 令和元年9月10日以降に津市に移住していること
- (3) 申請日は、津市に移住した日から起算して1年以内であること
- (4) 申請日から5年以上、津市に継続して居住する意思があること
 ※なお、5年以内に津市外へ転居された場合、補助金の返還義務が生じます
- (5) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係する者でないこと
- (6) 日本人、または外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、
 定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- (7) 過去10年以内に申請者もしくは世帯員として移住支援金を受給していないこと。
 (ただし、移住支援金を全額返還もしくは過去の申請時に18歳未満の世帯員
 だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり申請した場合は除く。)

B：移住先要件

就業要件、テレワーク要件、関係人口要件、または起業要件のいずれかの要件を
 満たす方

(1) 就業要件

下記ア～カのすべての条件に該当すること

- ア. 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域※2に所在すること
- イ. 就業が補助金の対象としてマッチングサイト(都道府県が開設及び運営を行う移住支援金の対象法人に係る求人情報を掲載するインターネットサイトをいう)に掲載されている求人への応募であること
 ※三重県は、「「みえ」の仕事マッチングサイト」を運営
- ウ. 1週間当たり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- エ. イの求人への応募日が、マッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以降であること
- オ. 就業先に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
- カ. 転勤、出向、出張、研修棟による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

※2 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島町、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、

小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、

多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2)テレワーク要件

下記ア～ウすべての条件に該当すること

- ア. 所属企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合で、津市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うものであること
- イ. 原則、勤務日数の5分の1を超えて所属企業へ通勤することなく、週20時間以上テレワークを実施すること
- ウ. デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))またはその他これに類する交付金等を活用した取組において、所属企業等から資金提供されていないこと

テレワーク(情報通信技術を利用することによって、所属企業等の事務所、事業所等以外の場所において就労する勤務形態をいう)

(3)関係人口要件

下記アおよびイの条件に該当すること。

ア. 支給要件

次のいずれかに該当すること

- ①津市に居住経験があること
- ②津市にふるさと納税を行ったことがあること

イ. 対象要件

次のいずれかに該当すること

- ①認定農業者または認定新規就農者であること、もしくは認定農業者または認定新規就農者に雇用され、1週間あたり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ②林業労働者として、1週間あたり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ③漁業協同組合員であること

(4)起業要件

申請日前1年以内に、三重県起業支援金の交付決定を受けていること



2. 補助額と交付時期

(1) 補助額

補助額は以下のとおりです。

なお、2人以上の世帯は、以下の世帯要件に該当する世帯に限ります。

対象	補助金額
単身世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円
18歳未満の帯同者	1人につき30万円

※18歳未満の帯同者は、申請日の属する年度の4月1日において18歳未満だった者までを対象とする

例) 夫婦+18歳未満の子3人…190万円補助金支給

※世帯要件※

ア～オすべてに該当すること

- ア. 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと
- イ. 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること
- ウ. 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和元年9月10日以降に津市に移住していること
- エ. 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において、移住日から起算して1年以内であること
- オ. 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれも暴力団等の反社会的勢力もしくは反社会的勢力と関係を有する者でないこと

(2) 交付時期

補助金は、申請日から約3か月後に指定口座に交付(入金)予定です。

ですが、提出書類の不備等により、交付が遅れる場合があります。



3. 申請書類

申請の際に提出必要な書類は以下のとおりです。

申請する要件によって必要書類が異なります。

全要件共通の書類は申請要件に問わず提出が必要です。

(※審査において別途追加で書類を求める場合もあります。ご協力をお願いします。)

◆全要件共通

- ☐ 確認事項書
- ☐ 写真付き身分証明書の写し
(例:運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー)
- ☐ 移住元での居住地及び居住期間が確認できる書類
(例:移住元での除票、戸籍の附票)
- ☐ 住民票
(※交付対象を世帯とする場合は、申請者を含む世帯員全員の記載あるもの)
- ☐ 移住支援金の振込先の預金通帳またはキャッシュカードのコピー
- ☐ 移住元での在勤地、在勤期間および雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類
(例:退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証等のコピー)
※法人経営者または個人事業主に該当する場合、開業届出済証明書および個人事業等の納税証明書など
- ☐ 在学期間や卒業校を確認できる書類(通学期間を通算に含める場合のみ必要)
(例:卒業証明書、成績証明書等)

(1) 就業要件で申請する場合

- ☐ 交付申請書(就業要件)
- ☐ 就業証明書(就業要件/第1号様式の1)

(2) テレワーク要件で申請する場合

- ☐ 交付申請書(テレワーク要件)
- ☐ 就業証明書(テレワーク要件/第1号様式の2)

(3) 関係人口要件で申請する場合

- ☐ 交付申請書(関係人口要件)
- ☐ 就業証明書(関係人口要件/第1号様式の3)

(4) 起業要件で申請する場合

- ☐ 交付申請書(起業要件)
- ☐ 三重県起業支援金の交付決定通知書

4. 交付条件

以下(1)～(5)に該当・承諾していただくことが条件となります。

- (1) 津市へ申請日から5年以上居住意思があること
- (2) 申請日から5年間、1年ごとに津市が求める住民票の写しおよび就業証明書の提出に応じること
- (3) 支援金に関する報告および立ち入り調査について、三重県および津市から求められた場合には、それに応じること
- (4) 申請者および世帯員が暴力団等反社会的勢力と関係を持っていないこと
- (5) 過去10年以内に申請者もしくは世帯員として、移住支援金を受給していないこと(全額返還済みもしくは、申請時に18歳未満で申請から5年以上経過している場合を除く)

5. 交付金の返還

下記のいずれかに該当する場合は、交付金の全額または半額を返還していただきます。(ただし就業先の破産、災害、病気等やむを得ないと市長が認めた場合は対象外となる場合があります)

(1) 全額返還

- ア. 虚偽の申告をした場合
- イ. 申請日から3年を経過する前に津市から転出した場合
- ウ. 申請日から1年以内に要件を満たす職から離職した場合(就業要件申請のみ)
- エ. 三重県起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合(起業要件申請のみ)

(2)半額返還

オ. 申請日から3年以上5年以内に津市から転出した場合



6. 問い合わせ

●問い合わせ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

津市役所 7階 商工観光部 商業振興労政課 企画管理・労政担当

☎059-229-3114 ✉229-3114@city.tsu.lg.jp

●申請書提出方法

商業振興労政課窓口へ直接提出または郵送

※FAX、メールでの提出は不可

※不備等ある場合はこちらから連絡もしくは返送させていただくことがあります。

